

令和4年

第3回教育委員会臨時会会議録

令和4年3月31日

水戸市教育委員会

令和4年第3回教育委員会臨時会

- 1 開催日時 令和4年3月31日(木) 午後3時42分 開会
午後4時02分 閉会
- 2 開催場所 水戸市役所 3階 教育委員会室
- 3 出席者 教育長 志田晴美
委員 東小川昌夫(教育長職務代理者)
委員 富田教代
委員 篠崎和則
- 4 欠席者 委員 丸山陽子
- 5 説明のため出席した職員の職, 氏名
参事兼教育企画課長 三宅 修
幼児教育課長 松本 崇
- 6 傍聴人 なし
- 7 本日の日程
 - (1) 議事
議案第10号 水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則【公開】
議案第11号 教育長の権限に属する事務の一部を水戸市立学校の校長並びに幼稚園及び幼
保連携型認定こども園の園長に委任する規程及び水戸市立学校財務規程の一部
を改正する規程【公開】
議案第12号 水戸市教育委員会事務決裁規程及び水戸市教育委員会文書取扱規程の一部を
改正する規程【公開】
議案第13号 水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に
関する規則等の一部を改正する規則【公開】
議案第14号 水戸市教育委員会の権限に属する水戸市立幼稚園及び幼稚園型認定こども園
に係る事務の補助執行に関する規則【公開】
議案第15号 水戸市教育委員会の権限に属する水戸市立幼稚園及び幼稚園型認定こども園
に係る補助執行事務決裁規程【公開】
議案第16号 水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則【公開】
議案第17号 水戸市立幼稚園処務規程及び水戸市立幼稚園型認定こども園処務規程の一部
を改正する規程【公開】
議案第18号 水戸市立幼保連携型認定こども園条例施行規則を廃止する規則【公開】
議案第19号 水戸市立幼保連携型認定こども園処務規程を廃止する規程【公開】

8 会議の概要

午後3時42分 開会

○志田教育長 ただいまから、令和4年第3回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日、丸山委員から欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、議案第10号 水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則から議案第15号 水戸市教育委員会の権限に属する水戸市立幼稚園及び幼稚園型認定こども園に係る補助執行事務決裁規程についてでございますが、これらの議案は関連がございますので、議案第10号から議案第15号は一括して審議を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、三宅参事兼教育企画課長、説明願います。

○三宅参事兼教育企画課長 それでは、議案第10号から議案第13号までの規則、規程の一部改正、議案第14号の規則制定及び議案第15号の規程制定の議案について、一括して御説明いたします。

これらの規則、規程の改正、制定の主な理由は、令和4年度に市長部局にこども部が新設され、教育委員会の子育て支援関係の組織及び事務が移管されることに伴うものでございます。

こども部の設置につきましては、これまでも御説明してまいりましたが、教育委員会の幼児教育課がこども部の幼児保育課にそのまま所管事務が移管となり、放課後児童課については廃止され、所管事務は、こども政策課のこども事業係に移管されます。

幼児教育課が所管している保育所及び幼保連携型認定こども園についても、こども部に移管となります。

幼稚園及び幼稚園型認定こども園につきましては、法律上、教育委員会の所管に属する学校であり、その管理及び事務の執行等は、教育委員会の職務権限とされておりますので、組織上は教育委員会の学校管理課所管となりますが、地方自治法に基づく補助執行により、市長部局の職員において事務を執行させるため、幼稚園や幼稚園型認定こども園についても、現在の幼児教育課のように幼児保育課において一元的に事務を所掌するものでございます。

このこども部新設に伴う教育委員会規則及び規程の整備でございますが、初めに、1ページをお開き願います。

議案第10号 水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきましては、3ページ以降の新旧対照表で御説明いたします。

規則中、幼児教育課及びその所管する保育所、また放課後児童課に関する規定について削除いたします。

また、5ページ別表の教育企画課の事務分掌ですが、幼稚園職員の人事、給与事務は、正職員は総務部職員に、会計年度任用職員はこども部職員に補助執行させること、幼保連携型認定こども園職員の人事、給与事務は、市長部局の事務となることから、削除するとともに、こども部とは関連がない改正でございますが、教育委員会会議に関する事務を、事務の実態に合わせまして、総務係から企画係に移管するものでございます。

次に、学校保健給食課の事務分掌ですが、現在、学校給食と幼児教育・保育施設の給食を一体的に所掌しておりますが、引き続き、幼児教育・保育施設担当の栄養士を配置することから、こども

部との事務分担を明確化するため、教育委員会の本来事務である幼稚園の給食のほか、市長が教育委員会の職員に補助執行させる保育所及び幼保連携型認定こども園の給食について事務分掌に規定をいたします。

ただし、栄養士の業務である献立作成及び衛生管理指導に限る事務としております。

次に、7ページの学校施設課につきましては、幼児教育・保育施設の維持管理や整備計画等に関する事務をこども部に移管するため、規定を削除するものでございます。

なお、事務の移管や市長部局職員に補助執行させる事務については、水戸市行政組織規則やこの後説明いたします議案第14号の補助執行に関する規則において規定をしております。

この規則の施行期日は、令和4年4月1日でございます。

次に、9ページをお開き願います。

議案第11号 教育長の権限に属する事務の一部を水戸市立学校の校長並びに幼稚園及び幼保連携型認定こども園の園長に委任する規程及び水戸市立学校財務規程の一部を改正する規程につきまして、16ページ以降の新旧対照表で御説明いたします。

初めに、園長委任規程ですが、題名と第1条から幼保連携型認定こども園を削除いたします。

また、第2条につきましては、幼稚園職員の人事関係事務や次のページの施設及び設備の目的外使用の許可について、市長部局の職員に補助執行させることから、園長の委任事務から削除いたしますが、学校については、現行どおりとするため、削除した項目を第2項で改めて規定するものでございます。

次に、18ページからの学校財務規程につきましては、幼保連携型認定こども園の規定を削除するとともに、第3条から第5条につきましては、幼稚園及び幼稚園型認定こども園には、令和4年度から財務管理システムが導入されることから、様式第1号の2や様式第2号が不要となるため、規定を整備するものでございます。

第6条の施設、設備の目的外使用につきましては、学校はこれまでどおり教育長から校長への委任事務ですが、幼稚園等については、こども部職員への補助執行となるため、規定を分けたものでございます。

ページを返していただき、第7条については、幼稚園等における物品の寄附の受け入れは、水戸市財務規則を適用することとなるため、規定を整備するものでございます。

21ページから27ページまでの様式の改正は、本則の改正を反映した改正であり、28ページに付則としまして、施行期日を令和4年4月1日とすること及び第2項において、経過措置として、様式は当分の間、所要の補正を行い使用することができることを規定しております。

また、付則第3項の改正として、29ページの学校処務規程の引用条文のずれを改正するものでございます。

次に、31ページをお開き願います。

議案第12号 水戸市教育委員会事務決裁規程及び水戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程につきましては、32ページ以降の新旧対照表で御説明いたします。

これらの規程の改正は、議案第10号の事務局組織規則の改正内容を踏まえ、幼児教育課、保育所、幼保連携型認定こども園及び放課後児童課の規定を削除するほか、事務事項の内容についても、行政組織規則の改正同様に改正するものでございます。

38ページ、文書取扱規程の第10条につきましては、令和4年度から情報政策課がデジタルイノベーション課となるため、改正するものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

次に、41ページをお開き願います。

議案第13号 水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則につきましては、44ページ以降の新旧対照表で御説明いたします。

この規則では、3つの規則の改正を行います。

まず、水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規則については、勤務時間の割振り、週休日、休憩時間等を一般の勤務時間と異なる勤務時間等とすることができる職場のうち、こども部に移管する職場の職員の規定を削除するものでございます。

次に、46ページの水戸市教育委員会職員の職名に関する規則については、保育所及び幼保連携型認定こども園の職員に係る職名を削除するものでございます。

次に、47ページからの水戸市教育委員会公印規則につきましては、こども部新設に伴う改正のほか、令和4年度から小学校長併任の幼稚園長を廃止し、全て市職員が幼稚園長となることから、園長職務代理者印を廃止するものでございます。

以上について、施行期日は、令和4年4月1日でございます。

続きまして、49ページをお開き願います。

議案第14号 水戸市教育委員会の権限に属する水戸市立幼稚園及び幼稚園型認定こども園に係る事務の補助執行に関する規則について、御説明いたします。

これまでの説明で触れてきましたように、本来、教育委員会の職務権限である幼稚園及び幼稚園型認定こども園に係る事務について、市長部局の職員に補助執行させる事務を明確化するため、規則を定めるものでございます。

第2条では、幼児保育課の職員及びこども部において、幼児保育課の職員を指揮監督する職員に補助執行させる事務を規定しており、第3条に規定する正職員の人事管理等以外の事務となります。

第3条は、人事課の職員及び総務部長等総務部において人事課の職員を指揮監督する職員に補助執行をさせる事務を規定しております。

また、51ページをお開き願います。

議案第15号 水戸市教育委員会の権限に属する水戸市立幼稚園及び幼稚園型認定こども園に係る補助執行事務決裁規程について、御説明いたします。

この規程では、補助執行規則で定めた補助執行事務の決裁について定めるもので、次のページの別表について、水戸市事務決裁規程における人事課及び幼児保育課の決裁区分に合わせて規定するとともに、第5条において、この規程に定めのないものは、水戸市教育委員会事務決裁規程の例によるものとしております。

これらの規則、規程の施行期日につきましても、令和4年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

東小川委員。

○東小川委員 市の幼稚園長が全て市の職員となるのは、今年の4月からでよろしいですか。

○志田教育長 三宅参事兼教育企画課長。

○三宅参事兼教育企画課長 はい、令和4年4月1日からです。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第10号から議案第15号について採決いたします。
議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号及び議案第15号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号及び議案第15号は、可決しました。

次に、議案第16号 水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則及び議案第17号 水戸市立幼稚園処務規程及び水戸市立幼稚園型認定こども園処務規程の一部を改正する規程についてですが、これらの議案は関連がございますので、議案第16号及び議案第17号は一括して審議を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、松本幼児教育課長、説明願います。

○松本幼児教育課長 議案第16号 水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

資料55ページをお開き願います。

改正の理由でございますが、水戸市立学校管理規則の規定を準用した部分について見直しを行うものでございます。

主な改正内容でございますが、次ページ56ページの新旧対照表、57ページの参考資料、水戸市立学校管理規則を御覧ください。

第13条において、幼稚園の管理及び運営に関し、水戸市立学校管理規則の規定を準用している部分のうち、校長の私事の旅行の届出、日直及び宿直の準用部分を削除するものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日といたします。

続きまして、議案第17号 水戸市立幼稚園処務規程及び水戸市立幼稚園型認定こども園処務規程の一部を改正する規程について、御説明いたします。

資料59ページをお開き願います。

改正の理由でございますが、文書の処理において、文書管理システムへの登録に必要な事項を定めるものでございます。

主な改正内容でございますが、これまで手書きで行ってきた文書の收受等の事務処理を、本庁舎と同様、文書管理システムで行うことを可能とするものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日といたします。

60ページから66ページに新旧対照表を記載しておりますので、後ほどお目通しください。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

東小川委員。

○東小川委員 56ページの、職員の療養休暇や特別休暇の承認は、園長ではなく教育長が行うのですね。

○志田教育長 松本幼児教育課長。

○松本幼児教育課長 実際には、幼児保育課と人事課で事務執行となります。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第16号及び議案第17号について採決いたします。
議案第16号及び議案第17号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第16号及び議案第17号は、可決しました。

次に、議案第18号 水戸市立幼保連携型認定こども園条例施行規則を廃止する規則及び議案第19号 水戸市立幼保連携型認定こども園処務規程を廃止する規程についてでございますが、これらの議案は関連がございますので、議案第18号及び議案第19号は一括して審議を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、松本幼児教育課長、説明願います。

○松本幼児教育課長 議案第18号 水戸市立幼保連携型認定こども園条例施行規則を廃止する規則及び議案第19号 水戸市立幼保連携型認定こども園処務規程を廃止する規程について、御説明いたします。

資料67ページと69ページを御覧願います。

廃止の理由でございますが、こども部の設置に伴い、幼保連携型認定こども園の所管が、教育委員会から市長部局へ移管されるため、教育委員会規則及び処務規程を廃止するものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日といたします。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第18号及び議案第19号について、採決いたします。
議案第18号及び議案第19号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第18号及び議案第19号は、可決しました。

以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の臨時会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午後4時02分 閉会

9 議決事項

議案第10号について原案可決

議案第11号について原案可決

議案第12号について原案可決

議案第13号について原案可決

議案第14号について原案可決

議案第15号について原案可決
議案第16号について原案可決
議案第17号について原案可決
議案第18号について原案可決
議案第19号について原案可決